

旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募要項



令和5年7月
前橋市

目 次

【公募に至る背景】	．．． P 3
1 公募の概要	
(1) 事業名称	．．． P 4
(2) 事業目的	．．． P 4
(3) 事業手法	．．． P 4
(4) 対象施設の概要	．．． P 4
(5) 設備等の状況	．．． P 6
(6) 特記事項	．．． P 8
(7) 公募スケジュール	．．． P 9
(8) 選考方法等	．．． P 10
2 公募条件	
(1) 活用方針	．．． P 11
(2) 提案に係る最低売却価格	．．． P 11
(3) 売却価格	．．． P 12
(4) 売却物件及び引渡し時期	．．． P 12
(5) 提案事業の実施	．．． P 13
(6) 転売に関する制限	．．． P 13
(7) 調査協力と活動報告	．．． P 13
(8) 違約金	．．． P 13
(9) 設計・施工条件	．．． P 13
(10) 工事施工事業者の選定	．．． P 13
(11) 地域説明会	．．． P 14
3 応募手続	
(1) 公募要項公表から質疑応答まで	．．． P 14
(2) 応募登録（提案登録）	．．． P 15
(3) 応募申込み（企画提案書等提出）	．．． P 18
4 企画提案書等作成要領	
(1) 企画提案書	．．． P 20
(2) 事業実績に関する資料	．．． P 21

5 選考（優先交渉権者の決定）

- (1) 選考体制 . . . P 2 1
- (2) 審査委員会の運営 . . . P 2 1
- (3) 優先交渉権者の決定方法 . . . P 2 2
- (4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表 . . . P 2 2
- (5) 審査方針及び審査項目 . . . P 2 2
- (6) 資格の喪失 . . . P 2 3

6 基本協定の締結

- (1) 基本協定の締結 . . . P 2 4
- (2) 優先交渉権者決定の取消等 . . . P 2 4
- (3) 費用負担 . . . P 2 4

7 契約方法等

- (1) 契約締結 . . . P 2 4
- (2) 費用負担 . . . P 2 4
- (3) 契約保証金 . . . P 2 4
- (4) 議会の議決 . . . P 2 5
- (5) 土地建物代金の支払方法 . . . P 2 5
- (6) 所有権移転登記 . . . P 2 5

8 業務継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合 . . . P 2 5
- (2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合 . . . P 2 5

9 問合せ先一覧

. . . P 2 5

10 担当、受付窓口

. . . P 2 6

【公募に至る背景】

- 前橋市（以下「市」という。）では、第七次前橋市総合計画2021年度改訂版（以下「総合計画」という。）の中で、将来都市像として掲げている「新しい価値の創造都市・前橋」を実現するために掲げた6つの柱のうち、「持続可能なまちづくり」を目指すために、「ファシリティマネジメントの推進」を重点事業として位置付け、行財政運営の最適化を図っています。
- また、令和4年12月に改訂した「前橋市公共施設等総合管理計画（改訂版）」において、「長寿命化の推進」、「保有総量の縮減」及び「効率的利活用の推進」に積極的に取組み、資産活用を推進することとしており、厳しい財政状況の中、市民負担の軽減や資産の効率的な活用のため、資産保有に係るコスト縮減や売却による歳入確保など、民間活用を含めた利活用の検討を行うこととしています。
- 旧春日中学校は、昭和53年の開校以来、多くの子どもたちを見守ってきた教育の場であるとともに、地域のコミュニティ活動の場でもありましたが、令和3年3月末をもって広瀬中学校と統合し、明桜中学校となることに伴い、その歴史に幕を下ろしました。
- これらの状況を踏まえ、旧春日中学校の跡地活用については民間の活力やノウハウを導入しながら、地域や周辺環境へ配慮することを条件として、本件土地及び建物を民間事業者へ売却するため、事業計画を広く募る事業者公募を実施することとしました。

【参考】市ホームページリンク先

- 第七次前橋市総合計画2021年度改訂版



<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/seisaku/seisakusuishin/gyomu/5/1/1/27813.html>

- 前橋市公共施設等総合管理計画(改訂版)



<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/zaimu/shisankeiei/gyomu/3/1/3318.html>

1 公募の概要

(1) 事業名称

旧春日中学校跡地活用事業

(2) 事業目的

本事業は、長年にわたって教育や地域のコミュニティ活動の場として親しまれ、令和3年3月末をもって閉校した旧春日中学校について、民間事業者のノウハウを活かすことで、周辺地域及び市全体への経済波及効果や活性化並びに市財政負担の縮減に資することを目的とします。

また、事業活動を通じて、上川淵地区への地域貢献や市全体の活性化を目指します。

(3) 事業手法

事業者は「4 企画提案書等作成要領」に基づき、活用事業の概要や土地建物購入価格などについて市に提案してください。

なお、事業手法は「売買」となります。

(4) 対象施設の概要

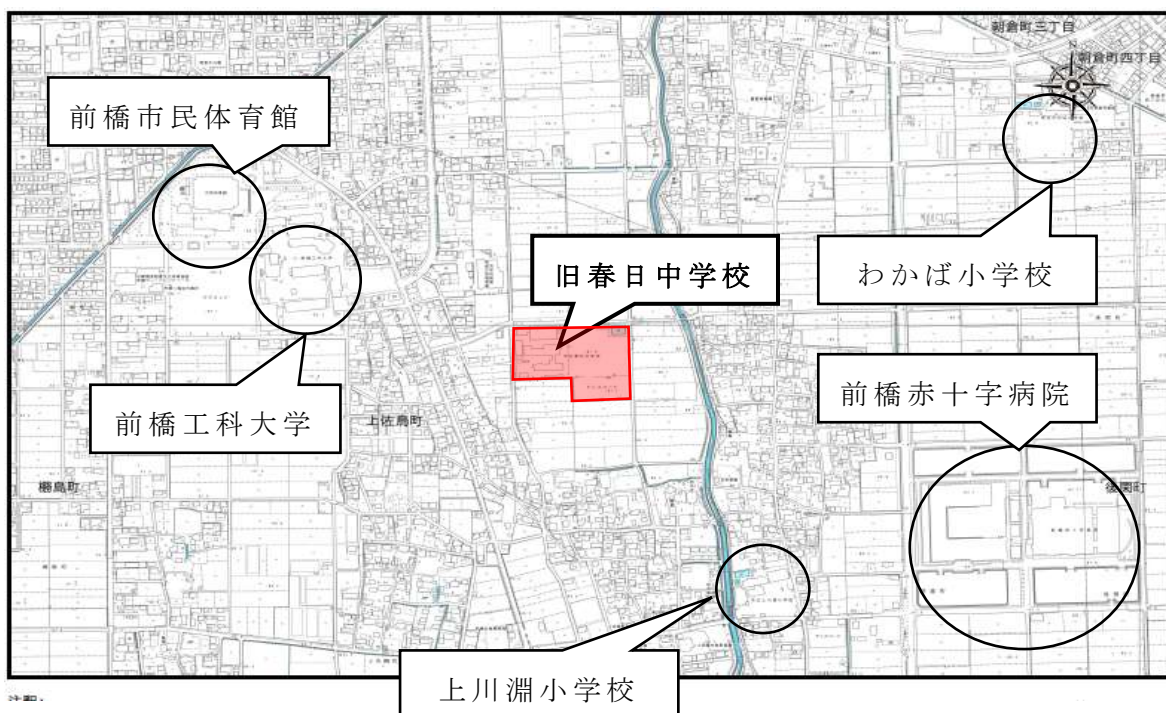
① 土地・建物の概要

所在地	群馬県前橋市上佐鳥町 207-1				
土地の概要	群馬県前橋市上佐鳥町 207-1 (一筆) 地目：学校用地 敷地面積：25,300 m ²				
建物の概要 ※配置図を参照 (本要項 P6) ※校舎・体育館は 耐震補強済み	建物	建築年月	構造	階数	延床面積 (m ²)
	校舎①	S53.5	RC	3	1,651
	校舎②	S53.5	RC	4	3,389
	校舎③	S53.5	S	1	256
	体育館	S53.12	S	1	949
	柔剣道場	S57.2	S	2	343
	プール棟	S54.3	CB	1	82
都市計画による制限	都市計画区域：前橋都市計画区域 区域区分：市街化調整区域 用途地域：無指定 建蔽率 70%、容積率 200% ※新築若しくは用途変更、既存建物の使用にあたっては、都市計画法の開発許可が必要となります。				
建築造成等に関する制限	道路斜線：20m / 1.5 隣地斜線：31m / 2.5				

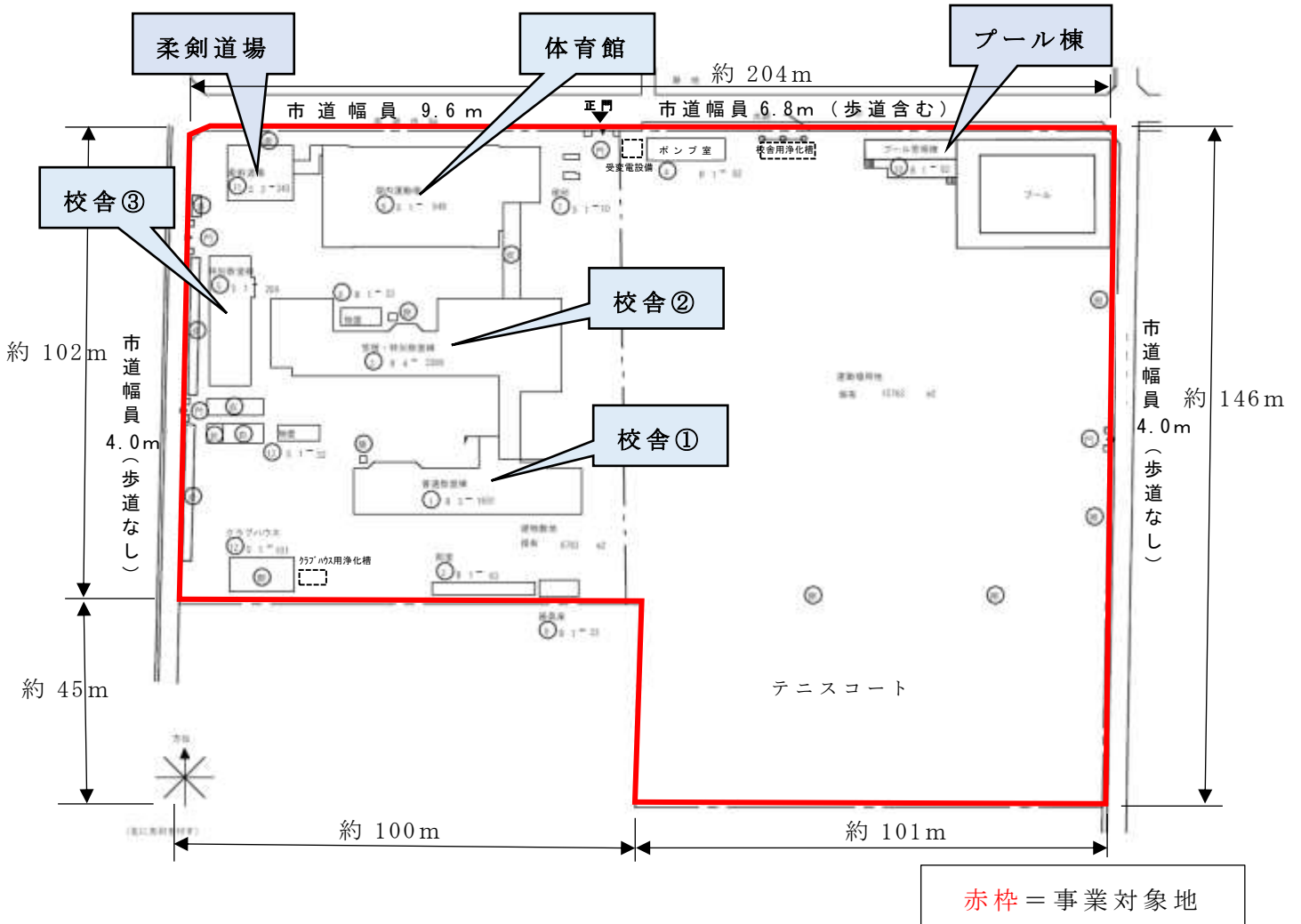
	日影規制：高さが 10m を超える建築物 5 時間-3 時間 / 4m
給水管本管	北側道路 DIP 管 100m m
排水管本管	なし 浄化槽区域
立地適正化計画	都市機能誘導区域：区域外 居住誘導区域：区域外
アクセス	JR 前橋駅から車で 10 分 北関東自動車道 前橋南 IC から車で 10 分
土壌汚染	未調査 ※市が保有する情報により、土壌汚染の恐れは低いことを確認しています。
地下埋設物	未調査
水位周知河川氾濫による浸水想定	あり（水深 0.0m～0.5m 未満） 前橋市総合防災マップ（令和 3 年 6 月改訂）
登記	建物は未登記（市で登記の予定なし）
境界確定	境界確定済み。 分筆が必要な場合は売買範囲の確定後、市負担で行います。
景観計画区域（景観法）	前橋市景観条例による景観計画区域内（前橋市全域）
屋外広告物の掲出に関する制限	屋外広告物を掲出する場合、前橋市屋外広告物条例に基づく許可申請が必要になる場合があります。
その他法令制限	事業応募者でご確認ください。

② 位置図・配置図

【位置図】



【配置図】



(5) 設備等の状況

① 維持管理の状況 (令和5年7月時点)

電気	継続 容量：205KVA 受量電圧：6,600V
水道	継続
浄化槽 (単独)	継続 校舎用1基 (500人槽) クラブハウス用1基 (35人槽)
ガス	休止 (プロパンガス撤去)
機械警備	継続実施
受変電設備点検	継続実施
消防設備点検	継続実施
し尿浄化槽点検	継続実施 (校舎用のみ)
プール点検	休止
受水槽点検	休止

② 校舎の設備等の状況（令和5年7月時点）

空調設備	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の空調設備（電気式）は普通教室、職員室、校長室、用務技士室、保健室、パソコン室、理科教室、音楽教室、図書室に設置されていますが、経年劣化が進んでいるため、故障する可能性があります。（既に故障している設備あり）
暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー等の設備はありません。
屋根・屋上防水	<ul style="list-style-type: none"> 校舎の屋上シート防水及び体育館屋根の塗装は10年程前に改修済みですが、経年劣化が進んでいるため、雨漏りする可能性があります。（校舎②4階の図書室天井に一部雨漏りあり）
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> 受変電設備（以下「キュービクル」という。）は、金属製の外装及び変圧器など一部の部品を平成28年に改修済みです。 キュービクルは、敷地北側のポンプ室の西側にあるため、公募対象建物やその他工作物で電気を使用する場合はキュービクルが存する土地を取得する必要があります。 新規引込みを行う場合は、関係機関と協議の上、事業者の負担により行ってください。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 敷地北側から上水道（100mm）を引き込んでおり、給水メーター（75mm）に接続しています。 給水用と消火栓用の受水槽は、敷地北側のポンプ室内にあるため、公募対象建物で上水道を使用する場合はポンプ室が存する土地を取得する必要があります。 新規引込みを行う場合は、市水道局と協議の上、事業者の負担により行ってください。 宅内漏水等は確認されておりませんが、宅内給水管は未改修のため、今後更新が必要な状況です。
し尿浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の既存浄化槽2基（P6【配置図】参照）の排出水は敷地北側道路の道路側溝に放流しています。 公募対象建物で既存浄化槽を使用する場合は、浄化槽が存する土地を取得する必要があります。 浄化槽の新規設置を行う場合は、市水道局及び市道路

	<p>管理課と協議の上、事業者の負担により行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅内漏水等は確認されておりませんが、宅内排水管は未改修のため、今後更新が必要な状況です。
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイター用照明機器4基（高さ15m程度）がグラウンドに設置されていますが、令和3年4月以降使用していないため、故障している可能性があります。
インターネット環境	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱からパソコン室までの光回線の配線はあります。その先、校内の設備は基本的に撤去してあります。
杭基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎①、②はプレキャストコンクリート製の杭基礎が使用されています。
アスベスト・PCB	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎①、②の階段室天井に吹付けアスベスト（アスベスト含有率0.1%を超えるもの）が確認されており、封じ込め措置がされています。その他の建材は未調査です。 ・キュービクル内のPCBは製造時期により含有の恐れがないことを確認していますが、採取測定は未調査です。

(6) 特記事項

① 市街化調整区域

本施設の敷地は、前橋都市計画区域において市街化調整区域に定められた区域にあるため、建築に伴う開発行為は、都市計画法等の関係法令により規制されています。

企画提案書の提出にあたっては、市都市計画部建築指導課（市役所7階）及び関係所管庁等と事前相談を必ず行い、提案企画が実施可能な見込みがあることを確認してください。

※市街化調整区域における開発許可基準については、本市ホームページからダウンロードできます。

② 活用事業の範囲に関する市の考え方

活用事業の対象範囲は「1（4）対象施設の概要」で示した敷地全体の土地・建物、または一部の土地の活用提案もできるものとします。ただし、一部の活用提案が、残された対象施設の今後の活用に支障を

来すと市が判断した場合は、活用範囲や形状について協議させていただきますので、ご了承ください。

なお、校舎が立地する土地（本要項 P 1 1 参照）については、一部の活用提案はできませんのでご注意ください。

③ 地域に対する貢献

活用事業が継続的に行われていくためには、地域貢献が重要な要素です。自らが主体となり実施することが可能であり、日常的又は定期的に地域住民あるいは市民を対象とした相互交流が行える機能の導入を提案してください。なお、ここでいう機能とは、住民交流を目的にした専用スペースの設置等を条件にするものではありません。

また、長期的に地域と良好な関係を築いていくための地域貢献に対する考え方などを提案してください。

地域貢献に対する提案の例

- ・ 地域の高齢者が軽運動や健康づくりができる場の設置
- ・ 地域の子供たちが楽しく遊んだり、運動できる場の設置
- ・ 多世代の地域住民が交流できるコミュニティ活動の場の設置

④ 埋蔵文化財調査

前橋市宅地開発指導要綱第3条に該当する開発を行う場合は、埋蔵文化財調査について、市の教育委員会事務局文化財保護課と協議してください。

⑤ 営業用看板等の施工

営業用看板を設置、あるいは既存建物等の外装に変更を行う場合は、前橋市屋外広告物条例、前橋市景観条例に則って施工してください。

(7) 公募スケジュール

募集及び選定のスケジュールは、次のとおりです。なお、関係様式は、「様式集（本要項 P 2 7 以降）」に定めるとおりです。

事業者公募要項の配布	令和5年7月28日(金)～ 令和5年9月15日(金)
------------	-------------------------------

現地見学の開催	希望がある場合は個別に対応します (詳細は本要項 P 1 4 に記載)
質問受付期間 ※質問に対する回答は 9 月 1 日 (金) までに回答します。	令和 5 年 7 月 2 8 日 (金)～ 令和 5 年 8 月 1 8 日 (金)
応募登録申請期間	令和 5 年 9 月 4 日 (月)～ 令和 5 年 9 月 1 5 日 (金)
企画提案書等提出期間	令和 5 年 9 月 1 9 日 (火)～ 令和 5 年 1 0 月 2 0 日 (金)
一次審査 (書類審査) 結果通知	令和 5 年 1 1 月中旬
二次審査 (プレゼンテーション)	令和 5 年 1 1 月下旬
優先交渉権者の決定	令和 5 年 1 2 月上旬
基本協定の締結	令和 5 年 1 2 月下旬
地域説明会の実施	令和 6 年 1 月中旬
境界確定・分筆 (一部売買の場合)	令和 6 年 1 月下旬以降、 協議により定める
売買仮契約の締結	
議会議決 ※仮契約が本契約になります	
引渡し	

※本契約の締結は前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の定めるところにより、前橋市議会の議決が必要です。

※上記スケジュールは各種手続きの状況によって、以降のスケジュールが変更となる可能性もありますのでご了承ください。

(8) 選考方法等

- ① 事業の優先交渉権者の決定にあたっては、「一般公募型プロポーザル方式」を実施し、審査の結果、最も優れた提案を行ったと認められた者を優先交渉権者とします。
- ② 優先交渉権者は、本契約前に市と基本協定を締結します。
- ③ 基本協定に基づき、条件の細部を協議調整するとともに、地域説明会を行います。その後、最終的に契約を締結できるか調整します。
- ④ 事業者は市との間で、売買契約の締結及び必要な手続きを行った後、事業に着手します。

2 公募条件

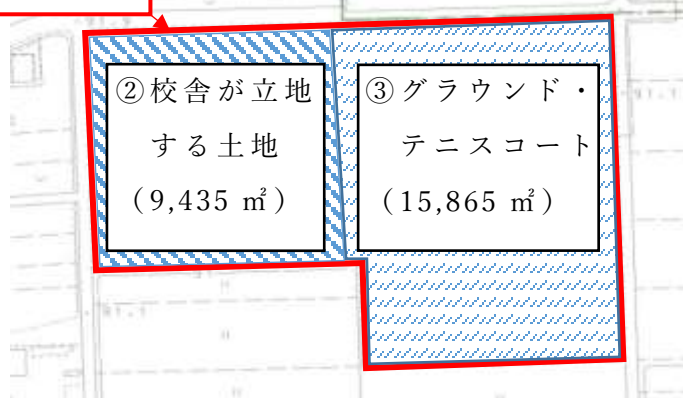
(1) 活用方針

- ア 総合計画との関連性に配慮していること。
- イ 周辺地域及び市全体への経済波及効果や活性化が見込めること。
- ウ 市民ニーズを把握した内容で、市民にとって利点があること。
- エ 地域住民又は市民を対象とした相互交流の内容が長期的に地域と良好な関係を築くことができること。
- オ 市財政負担の縮減に寄与していること。
- カ 施設の適正な管理と円滑な事業運営を図ることができること。

(2) 提案に係る最低売却価格

不動産鑑定士の算定による不動産意見価格を基に、本事業者公募における最低売却価格をそれぞれ以下のとおり定めます。

①敷地全体 (25,300 m²)



① 敷地全体の土地 (25,300 m²) と建物を売却する場合

土地・建物 204,128,000円 (税込 205,556,900円)

内訳 (土地 189,839,000円
建物 14,289,000円 (税込 15,717,900円))

② 校舎が立地する土地 (9,435 m²) と建物を売却する場合

土地・建物 85,089,200円 (税込 86,518,100円)

内訳 (土地 70,800,200円 (@7,504円/m²)
建物 14,289,000円 (税込 15,717,900円))

※②の土地及び建物は一部のみの売却はできません。

③ グラウンド・テニスコートの土地（15,865㎡）を売却する場合
土地・建物 145,958,000円

内訳	土地	145,958,000円 (@9,200円/㎡)
	建物	0円

※上記②の全ての土地・建物に加えて③の一部の土地を売却する場合は、③の売却単価は②の売却単価（7,504円/㎡）になります。

(3) 売却価格

ア 売却価格は、「土地建物購入提案価格（様式第15号）」にて提案された価格を基に定めることとします。

イ 上記③の土地の一部を売却する場合の最低売却価格は、③の土地単価（9,200円/㎡）に一部提案面積を乗じた価格となります。

ウ 上記②の土地・建物に加え、上記③の土地の一部を売却する場合の最低売却価格は、②の最低売却価格（土地・建物）と②の土地単価（7,504円/㎡）に③の提案面積を乗じた価格の合計となります。

エ 敷地全体の一括購入以外の提案で優先交渉権者となった場合は分筆により面積を確定します。その確定面積に提案された単価を乗じた価格を最終売却価格とします。

オ 土地建物購入提案価格が、「(2) 提案に係る最低売却価格」を下回った場合は、失格となりますのでご注意ください。

(4) 売却物件及び引渡し時期

ア 「(2) 提案に係る最低売却価格」の「② 校舎が立地する土地と建物」は一部のみの売却はできません。

イ 売却物件の引渡しは現状有姿とします。

ウ 動産等について、市が必要とするものは回収します。

エ 事業者は売却物件における種類又は品質（状態）等の一切の契約不適合を容認するものであり、土地建物売買契約の締結後に、市に対して追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権、解除権及びその他法的請求権を行使しないものとします。

オ 売却物件の引渡し時期について、現在、グラウンド部分を他の事業者が天然芝サッカー場として暫定的に使用しているため、グラウンド部分の土地の引き渡しは令和6年7月以降となります。なお、天然芝については、市が必要とする場合は回収します。

(5) 提案事業の実施

提案事業は売買契約を締結し、引渡し後に実施することとし、事業開始から10年以上継続してください。なお、事業開始から10年以内に提案事業の内容を変更又は提案事業に加えて新たな事業を実施しようとするときは、事前に書面により市の承諾を得た後に、必要な手続きに着手してください。

(6) 転売に関する制限

提案事業の開始から10年を経過するまでの間は、市の承諾を得た場合を除き、土地建物の全部又は一部を転売することはできません。

(7) 調査協力と活動報告

市は、事業者が目的に沿った活動をしているか、売却物件の引渡し以降、提案事業の開始から10年を経過するまでの間において、定期的又は必要と認めるときに調査し、報告を求めることができます。

この場合、事業者はこれに協力しなければなりません。

(8) 違約金

事業者は、上記(5)及び(6)の条件に違反した場合は売買代金の10分の1に相当する金額を市へ支払わなければなりません。

(9) 設計・施工条件

事業者は売却物件の引渡し後、事業に向けた施設整備等を行う場合は、関係法令や条例等を遵守するとともに、周囲の景観に配慮したデザインとしてください。

(10) 工事施工事業者の選定

前橋市公契約基本条例第20条の規定により、発注する改修工事等事業者選定を行う場合、市建設工事競争入札参加資格審査を申請し、入札参加資格の認定を受けている市内事業者（市内に事務所又は事業所を有する事業者）の活用を努めるよう配慮してください。

また、共同企業体を結成する場合は市内事業者を参加させるものとし、前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準を準用するものとします。

【参考】市ホームページリンク先



○前橋市特定建設工事等共同企業体運用基準

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/material/files/group/6/A-18youkouR0404.pdf>

(11) 地域説明会

事業者は、基本協定の締結後、市が設営する地域説明会において、活用事業について説明していただきます。地域説明会での意見等は、長期的に地域と良好な関係を築いていくため、可能な限り活用事業の実施・運営への反映に努めてください。

その他、必要に応じて市が地域住民等に対し説明を行う場合、市から同席を求められた際は、説明会に参加し自らが行う活用事業について必要な説明を行ってください。

3 応募手続

(1) 公募要項公表から質疑応答まで

① 公募要項の公表

公募要項等の関係書類については、令和5年7月28日（金）から令和5年9月15日（金）まで、市担当窓口（市役所6階資産経営課）で直接配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

② 現地見学

現地見学を希望する場合は、「現地見学申込書（様式第1号）」に担当者の氏名等必要事項を記入のうえ、連絡先メールアドレス宛て（本要項P26に記載）に送付してください。件名は【旧春日中学校現地見学申込み】としてください。

③ 質疑応答

事業者公募要項等に対する質疑応答を以下のとおり行います。

ア 質問受付期間

令和5年7月28日（金）から令和5年8月18日（金）まで

イ 受付方法

「事業者公募要項質問書（様式第2号）」に質問及び必要事項を記入の上、連絡先メールアドレス宛てに送付してください。件名

は【旧春日中学校事業者公募要項質問】としてください。電話又は口頭による質問は受付できませんのでご注意ください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年9月1日（金）までに、市ホームページに公表します。受付期間中であっても整理できたものから随時公表する予定です。

なお、質問内容も公表しますので、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてはご注意ください。

また、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

(2) 応募登録（提案登録）

企画書を提出する前に、事業者の資格基準を審査するものです。

① 応募登録者の資格

応募登録者は、次に掲げる資格基準を満たす法人格を有し、日本国内で法人登録をする団体又は複数の団体からなるグループとします。なお、グループによる応募の場合は、全ての構成員が資格基準を満たすものとします。

資格基準

ア 提案事業の実施及び施設の管理運営ができる十分な資金力、経営能力及び優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。

イ 納税証明書、保険加入書類及び決算書類が適切に整えられていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更正又は再生手続を行っている法人でないこと。

カ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。

キ 公租公課を滞納していないこと。

- ク 「5(1)選考体制」に記載する審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ケ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- コ 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- シ 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。
- ス 複数の団体からなるグループとして登録する場合は、書面により定め、代表の団体を設定することとし、この代表団体は法人格を有するものとします。ただし、応募登録者の要件を満たさない団体等が含まれるグループは登録不可とします。また、同一の団体等が複数のグループに属して登録すること及び別途単独で登録することは不可とします。

② 応募登録手続

事業者公募への参加を希望する団体又はグループは、応募登録を行ってください。なお、応募登録後に企画提案書を提出できない等の事例が発生した場合について、応募登録を行った事業者が不利益な取扱を受けることはありません。

ア 受付期間

令和5年9月4日（月）から令和5年9月15日（金）まで

イ 受付時間

土日祝日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

ウ 受付方法

次の「エ 応募登録書類」を、市担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、9月15日（金）必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで

連絡してください。

エ 応募登録書類

次に掲げた各書類を11部（1部原本、10部写し）提出してください。グループとして登録する場合は、全ての団体等について書類を提出してください。書類は、A4版縦方向長辺（A3版はA4版に折込み）としてください。また、インデックスを付けてください。

(ア) 応募登録申込書（様式第3号）

(イ) 応募団体の概要（様式第4号）〔設立年月日、資本金、業務内容、事業経歴、主要取引先等〕

※他に応募団体の概要を紹介したパンフレット（任意提出）

(ウ) 資格基準を満たす旨の誓約書及び調査同意書（様式第5号）

(エ) 定款、規約その他これらに類する書類

(オ) 法人の登記事項証明書

(カ) 都道府県税及び市町村税、消費税及び地方消費税、法人税の納税証明書（未納税額のない証明）

(キ) 労働保険、社会保険の加入を確認できる書類（各保険料領収書の写し）

(ク) 決算書類（直近3年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

※(オ)、(カ)については、発行後3か月以内のもの。

※(カ)については、本店等所在の自治体及び税務署で交付されたもの。

※登録書類は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

③ 応募登録者の変更

応募登録申込書（様式第3号（グループ応募用））に記載する代表企業及びグループを構成する企業の変更は、原則として認めません。ただし、市がやむを得ないと判断した場合、変更を認めることがあります。

④ 資格審査及び結果通知

応募登録申込者は、応募登録書類についての資格審査を経て登録されます。資格審査結果については、市担当者から応募登録申込者（グループの場合は代表企業）に連絡します。

⑤ 応募登録の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募登録を取り消します。この場

合、応募登録を取り消された者の応募した提案は無効になります。

ア 「① 応募登録者の資格」で定める資格基準を満たさなくなった場合

イ 申込内容に虚偽や重大な変更等があった場合

⑥ 応募登録の辞退

応募登録者は、応募申込み（企画提案書等提出）前であれば、登録を辞退することができます。その際は、「応募登録辞退届（様式第6号）」に必要事項を記入の上、市担当まで持参、メール又は郵送により提出してください。メール、郵送の場合には、事前に連絡してください。

⑦ 公募要項の承諾

応募登録書類の提出をもって本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

⑧ その他

応募登録書類は返却しません。また、応募登録を取消又は辞退した場合であっても返却しません。

(3) 応募申込み（企画提案書等提出）

資格審査を経た応募者から企画書の提出を受けるものです。

① 応募者の資格

応募者は、上記「(2)応募登録」による登録者とします。なお、登録内容に変更が生じる場合は、応募を申し込む前に市担当者と協議をしてください。

② 応募手続

応募申込みを次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和5年9月19日（火）から令和5年10月20日（金）まで

イ 受付時間

土日祝日を除く、平日の8時30分から17時15分まで

ウ 受付方法

次の「エ 応募書類」を、市担当まで持参又は郵送により提出してください。郵送の場合には、配達証明付書留郵便とし、10月20日

(金) 必着とします。その場合、事前に郵送提出の旨を市担当まで連絡してください。

エ 応募書類

次に掲げた各書類について、(ア)は1部、(イ)、(ウ)は各10部提出してください。(イ)、(ウ)については、A4版縦方向長辺(A3版はA4版に折込み)としてください。また、インデックスを付けてください。

(ア) 応募申込書(様式第7号)

(イ) 企画提案書

※「4 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

(ウ) 事業実績に関する資料

※「4 企画提案書等作成要領」に沿って作成してください。

③ 禁止事項

企画提案については、1団体又は1グループにつき1提案とします。複数の提案はできません。

④ 応募の取消

次に掲げる事項に該当する場合は、応募を取り消します。

ア 上記「③禁止事項」に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

イ 応募内容に虚偽や重大な変更等があった場合

⑤ 応募書類の差替え

応募書類、その他応募者から提出された書類の内容変更及び差替えは原則として認めません。ただし、やむを得ない理由(正当な理由)があると市が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがあります。

⑥ 応募の取下

応募の取下は応募書類を提出した後においては原則として認めません。ただし、やむを得ない理由(正当な理由)があると市が判断した場合には、応募書類を提出した後であっても応募の取下を認めることがあります。その際は、「応募取下届(様式第8号)」に必要事項を記入の上、市担当まで持参、メール又は郵送により提出してください。メール、郵

送の場合には、事前に連絡してください。

⑦ その他

ア 応募書類の取扱

提出された応募書類は返却しません。また、応募登録が取り消された場合や応募を取り下げた場合であっても返却しません。なお、提出された書類は、原則として情報公開の対象とはならない法人情報として扱います。

イ 費用負担

応募書類の作成及び提出に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

4 企画提案書等作成要領

「3 (3) 応募申込み」にて提出する応募書類（企画提案書及び事業実績に関する資料）は、次のとおり作成してください。

(1) 企画提案書

① 基本的な考え方（様式第9号）

本施設における施設名称、事業の対象範囲、事業の目的・理念及び活用事業の概要を記載してください。

② 地域貢献概要書（様式第10号）

ア 地域住民あるいは市民を対象とした相互交流機能の概要や地域貢献に対する提案の例(本要項P9)を参考に考え方を記載してください。

イ 地域活性化に貢献する波及効果、また地域住民の安全安心、街並み等への配慮に関する工夫などを記載してください。

③ 土地・建物利用計画書（様式第11号）

ア 土地・建物の利用計画（案）を記載してください。

イ その他土地・建物利用計画を説明するために必要な事項（鳥瞰イメージ図、写真イメージ等）があれば記載してください。

ウ 開発許可の見込みについて、市都市計画部建築指導課及び関係所管庁等と事前相談した状況を記載してください。

※解体等を想定してレイアウト図の記載が難しい場合は、現状想定している施設規模や配置が分かる資料を提出してください。

※様式を参考に任意の形式で提出しても構いません。

④ 事業開始までのスケジュール（様式第12号）

引き渡し後の施設改修の設計期間、工事期間、各種許可申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載してください。

※様式を参考に任意の形式で提出しても構いません。

⑤ 収支計画等

引き渡し後の事業運営、また土地・建物利用計画に係る整備費等を含めた初期投資の資金計画及び事業開始3年間の収支計画、土地建物購入提案価格を記載してください。

ア 土地・建物利用計画に係る資金計画（初期投資）〔出資金、借入金等の当回事業費調達方法等〕（様式第13号）

イ 事業年度ごとの収支計画（様式第14号）

ウ 土地建物購入提案価格（様式第15号）

⑥ 施設運営（様式第16号）

施設運営に関して以下の点を記載のうえ提出してください。

ア 開館日、開館時間を記載してください。

イ 事業の実施体制を記載してください。（人員等の配置体制等）

ウ その他中長期的な管理運営の考え方について記載してください。

(2) 事業実績に関する資料（様式第17号）

地域連携・貢献に係る実績、類似施設の運営実績や類似の取組実績がある場合、施設の概要、規模、スキーム、運営期間等を記載してください。その他特にアピールしたい点などあれば記載してください。

5 選考（優先交渉権者の決定）

(1) 選考体制

市は、優れた提案内容の応募者を選定するため、外部委員及び市職員により構成される審査委員会を設置します。

なお、審査委員会の委員名については、公正な審査に影響を与える行為を防止するため、非公開とします。

(2) 審査委員会の運営

審査委員会による審査は、応募者のノウハウ保護等の観点から、非公開とします。また、議事内容も非公開とします。

(3) 優先交渉権者の決定方法

次のとおり審査を実施します。

① 一次審査（結果通知郵送予定：11月中旬）

ア 書類審査

イ 全ての応募者に結果を書面により通知します。

② 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング予定：11月下旬）

ア 一次審査通過者について、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を実施します。二次審査の詳細については、一次審査を通過した応募者に別途連絡します。

イ 二次審査では、順位を決定し、最高順位の応募者を優先交渉権者として決定します。なお、優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次順位の者を交渉権者とします。

(4) 優先交渉権者等の選考結果の通知及び公表

二次審査の結果については、二次審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、事業提案者と協議の上、市のホームページで概要を公表します。なお、審査結果に関する問合せ及び異議については受け付けません。

(5) 審査方針及び審査項目

提案内容について、次の審査方針及び審査項目に基づき審査を行います。

① 審査方針

応募された提案の審査は、以下の項目を基本として、具体的には「②審査項目」に基づき行うものとします。

ア 総合計画との関連性に配慮していること。

イ 周辺地域及び市全体への経済波及効果や活性化が見込めること。

ウ 市民ニーズを把握した内容で、市民にとって利点があること。

エ 地域住民又は市民を対象とした相互交流の内容が長期的に地域と良好な関係を築くことができること。

オ 市財政負担の縮減に寄与していること。

カ 施設の適正な管理と円滑な事業運営を図ることができること。

② 審査項目

審査項目及び審査基準を次の表に示します。

審査項目		審査基準
内容評価	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・将来都市像である「新しい価値の創造都市・前橋」の具現化に寄与する内容であること ・公募要項を理解した内容であること
	活用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・時代背景を踏まえた内容で、必要性が高いものであること ・活用事業により周辺地域や市全体、市内事業者への経済波及効果や活性化が見込める内容であること ・市民ニーズを把握した内容で、市民にとって利点がある内容であること
	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民あるいは市民を対象とした相互交流の内容が長期的に地域と良好な関係を築いていく内容であること ・地域住民の安全・安心、景観等に配慮していること ・地域の周辺施設との調和がとれていること
確実性評価	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始までのスケジュール、実施体制が妥当であること ・事業開始までに必要な申請等の手続に見通しがたっていること ・事業開始に必要な改修費等の資金計画が妥当であること
	事業運営の確実性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後の収支計画が妥当であること ・活用事業を行うにふさわしい体制を有していること ・事業継続のために必要な財務基盤が整っていること
価格評価		<ul style="list-style-type: none"> ・土地建物購入提案価格及び提案範囲等が市の財政負担縮減等に寄与していること

(6) 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、優先交渉権者となる資格を喪失するものとします。

ア 「3(2)①応募登録者の資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 公正な審査に影響を与える行為があった場合

エ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合

オ 企画、資金調達、設計、工事並びに経営及び管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合

6 基本協定の締結

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は令和5年12月下旬を目途に、市と基本協定の締結（土地建物売買契約の締結に向けての基本的事項、スケジュール、協議項目等）を行います。市と協議して定めた基本協定に基づき、議会説明、地域説明会を行います。その後、最終的に契約を締結できるか調整します。

(2) 優先交渉権者決定の取消等

上記「(1)基本協定の締結」までに、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、基本協定が締結できない場合、市は、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

また、契約に関する協議を進めていく上で、折り合わないときは、双方協議の上で、優先交渉権者の決定を取り消すことがあります。

なお、次順位以降の優先交渉権者とも協議が整わない場合、改めて公募手続等を行うこととします。

(3) 費用負担

基本協定の締結に必要な書類の作成等に要する費用は、優先交渉権者の負担とします。

7 契約方法等

(1) 契約締結

優先交渉権者の決定後、市と優先交渉権者の協議が整った後に、土地建物売買契約を締結します。

(2) 費用負担

上記(1)の契約締結及び履行に関して必要な費用は、事業者の負担とします。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とし、契約締結日までに支払ってください。契約保証金は、土地建物代金に充当することができます。なお、契約保証金には利息を付しません。

(4) 議会の議決

仮契約の締結後、市議会に議案として提出します。締結した仮契約は議会の議決をもって本契約となります。議案が否決された場合は、契約を解除することとします。なお、このことに起因する事業者の損害一切について、市は責任を負わず、市に対して損害賠償請求できないものとします。

(5) 土地建物代金の支払方法

契約書に定める期日までに市が発行する納入通知書により、一括で納入してください。なお、契約保証金を土地建物代金に充当した場合は契約保証金を除いた全額を一括で納入してください。

(6) 所有権移転登記

支払いが完了した後、市が所有権移転登記を行います。登録免許税については事業者の負担となります。

8 業務継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、提案した計画を誠実に履行しなかった場合、その他活用事業の継続が困難になった場合は、市は買戻しを協議することができるものとします。その場合、関係者に生じた損害は原則として事業者が賠償するものとします。

(2) 事業者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力など、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、活用事業の継続が困難になった場合、継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、市は事前に書面で通知の上、買戻しを協議することができるものとします。

9 問合せ先一覧

区分	関係機関	電話番号
公募要項に関すること	前橋市財務部 資産経営課 資産活用推進室	027-898-6657
施設に関すること	前橋市 教育委員会 教育施設課 管理係	027-898-5804
建築確認手続に関すること	前橋市 都市計画部 建築指導課 審査監察係	027-898-6753

開発許可に関する事	前橋市 都市計画部 建築指導課 開発係	027-898-6758
都市計画に関する事	前橋市 都市計画部 都市計画課 土地利用係	027-898-6943
屋外広告物・景観に関する事	前橋市 都市計画部 都市計画課 景観・歴史まちづくり係	027-898-6974
上水道に関する事	前橋市水道局 水道整備課 計画管理係	027-898-3022
下水道に関する事	前橋市水道局 下水道整備課 管理係	027-898-3063
埋蔵文化財に関する事	前橋市教育委員会事務局 文化財保護課 埋蔵文化財係	027-280-6511
消防法に関する事	前橋市消防局 予防課 設備指導係	027-220-4508

10 担当、受付窓口

前橋市 財務部 資産経営課 資産活用推進室

担 当： 小池、林

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 本庁舎6階

電 話：027-898-6657（直通）

F A X：027-243-6144

E - m a i l：shisankeiei@city.maebashi.gunma.jp

(あて先) 前橋市長

現地見学申込書

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」に関して現地を見学したいので、申し込みます。

(ふりがな) 事業者名		
住所 (所在地)		
代表者職・氏名		
連絡 先	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	電子メールアドレス	
	担当者部署・氏名	
参加予定人数		人
参加希望日時	第1希望:	月 日 () : ~
	第2希望:	月 日 () : ~
	第3希望:	月 日 () : ~

※お車でお越しの場合には、駐車台数に限りがありますので、極力お乗り合わせでお越しください。

事業者公募要項質問書

件名	旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募	質問日	令和 年 月 日	整理 No	—
質問者	事業者名：		担当者名：		
質問内容					
項目	(公募要項ページ・項目)				
内容					

※ 質問事項は本様式一枚につき一問とし、質問者の意図が明確に伝わるようにしてください。

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」に応募登録したいので、申し込みます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

（あて先）前橋市長

応募登録申込書

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」に応募登録したいので、申し込みます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名		
企業名		
企業名		
企業名		
企業名		

応募団体の概要

事業者名	
代表者職・氏名	
設立年月日	年 月 日
資本金	円
従業員数	総数 人（うち非常用従業員 人）
主たる業務内容	
事業経歴 ※主な経歴を記載してください	
主要取引先	

※ 1 枚で収まらない場合は、改行して複数枚として提出しても構いません。

※ 他に応募団体の概要を紹介したパンフレット等があれば提出してください（任意）

※ グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

(あて先) 前橋市長

資格基準を満たす旨の誓約書及び調査同意書

住所(所在地) _____

商号又は名称 _____

代表者
(ふりがな)
職・氏名 _____

生年月日 _____

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」への応募登録にあたり、下記の参加基準をすべて満たすことを誓約します。また、下記の事項につき関係機関に市が調査照会することを同意します。

記

- ア) 提案事業の実施及び施設の管理運営ができる十分な資金力、経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること。
- イ) 納税証明書、保険加入書類及び決算書類が適切に整えられていること。
- ウ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4で規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等でないこと。
- エ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っている法人でないこと。
- カ) 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人でないこと。
- キ) 公租公課を滞納していないこと。
- ク) 「5(1)選考体制」に記載する審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- ケ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと。
- コ) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないこと。
- サ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しないこと。
- シ) 公募要項の内容及び関係法令を遵守できること。

※グループとして応募する場合には、全ての構成企業について提出してください。

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

（あて先）前橋市長

応募登録辞退届

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」の応募登録を辞退したいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	
企業名	
企業名	
企業名	

【辞退理由】 ※辞退に至った理由を極力詳細に記載してください。

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」に必要な書類を添えて、応募します。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

（あて先）前橋市長

応募申込書

事前に応募登録している「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」に必要な書類を添えて、応募します。

代表企業名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<グループ構成>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名	分野
代表企業名		
企業名		
企業名		
企業名		
企業名		

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」の応募申込みを取り下げたいので届け出ます。

事業者名

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

【取下理由】※取下に至った理由を詳細に記載してください。

（あて先）前橋市長

応募取下届

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」の応募申込みを取り下げたいので届け出ます。

代表企業名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	
企業名	
企業名	
企業名	

【取下理由】 ※取下に至った理由を詳細に記載してください。

基本的な考え方

事業者・グループ名		
(1)施設名称 ※仮称で構いません	(2)事業の目的・理念	
<p>(3)活用事業の概要 ※本要項P23②審査項目の「基本事項」「活用内容」に関する審査基準の各項目に即した考え方を記載</p>		

地域貢献概要書

事業者・グループ名	
<p>地域貢献概要</p> <p>※本要項P9③地域に対する貢献及びP23②審査項目の「地域貢献」に関する審査基準の各項目に即した考え方を記載</p>	

土地・建物利用計画書

事業者・グループ名	
<p>(1) 土地・建物利用の計画図 (建物・工作物の配置計画図、建物の平面プランなど) ※その他 (写真イメージ等)</p>	
<p>(2) 開発許可の事前相談の状況</p>	

様式第12号

事業開始までのスケジュール

事業者・グループ名	
※契約締結以降の施設整備の設計・工事期間、各種許可申請に要する予定期間等、事業開始までのスケジュールを記載	

土地・建物利用計画に係る資金計画（初期投資）

事業者・グループ名	
-----------	--

資金計画（当初事業費概算内訳）		資金調達計画		
項目	金額（千円）	項目	調達先	金額（千円）
設計・監理費		出資金		
内装工事費		借入金		
設備工事費		自己資金		
その他関連工事費		保証金		
什器・備品購入費		その他		
公租公課				
人件費				
〇〇費				
〇〇費				
合 計		合 計		

※当初事業費概算額に関して、出資金、借入金等の調達方法を記載してください。必要に応じて項目追加等を行ってください。

事業年度ごとの収支計画

事業者・グループ名						
-----------	--	--	--	--	--	--

【収入計画（単位：千円）】

項目	1年目		2年目		3年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1)						
(2)						
(3)						
(4)						

【支出計画（単位：千円）】

項目	1年目		2年目		3年目以降	
	金額	積算等	金額	積算等	金額	積算等
(1) 建物維持管理費						
(2) 修繕費						
(3) 人件費						
(4) 公租公課						
(5) 支払利息						
(6) 損害保険料						
(7) 売上原価						
(8) 借入金返済額						

（あて先）前橋市長

土地建物購入提案価格

提出者

住所（所在地）

商号又は名称

代表者

職・氏名

事務担当責任者の連絡先

所 属

氏 名

電話番号

F A X 番号

電子メール

アドレス

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」について、下記の価格にて購入することを提案します。

土地建物購入提案価格 ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
うち土地購入提案価格	円
うち建物購入提案価格 ※消費税及び地方消費税を除いた額	円

（あて先）前橋市長

土地建物購入提案価格

代表提出者名

所在地

商号又は名称

代表者

職・氏名

担当者部署・氏名

担当者連絡先

担当者メールアドレス

<その他グループ構成企業>

	商号又は名称 所在地 代表者職・氏名
企業名	
企業名	
企業名	
企業名	

「旧春日中学校跡地活用事業 事業者公募」について、下記の価格にて購入することを提案します。

土地建物購入提案価格 ※消費税及び地方消費税を除いた額	円
うち土地購入提案価格	円
うち建物購入提案価格 ※消費税及び地方消費税を除いた額	円

施設運営

事業者・グループ名	
(1) 開館日、開館時間、定休日等	(2) 事業の実施体制
(3) 中長期的な管理運営の考え方	

事業実績に関する資料

事業者・グループ名	
<p>※類似施設の取組み実績、運営実績、地域連携・貢献に係る事業実績があれば、その概要を記載。その他特にアピールしたい点があれば記載</p>	